

平成19年3月3日

総務大臣 殿

照会者名 株式会社 マイクロ
代表取締役 中野 毅

住所 〒169-0073

東京都新宿区百人町1-20-26 ムサシビル 7F

連絡先 非公開

総務省法令適用事項事前手続規則第三条第2項の規定に基づき、下記のとおり照会します。
なお、照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1 法令の名称及び条項

- 電波法 第82条（免許を要しない無線局及び受信設備に対する監督）
- 第100条（高周波利用設備の設置許可）
- 第101条（無線設備の機能の保護）
- 有線電気通信法 第3条（総務大臣への設置届出）
- 電波法施行規則 第44条（設置許可を有しない通信設備）

2 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

当社では建物内の既存配線を利用するデジタル通信端末の開発・製造・販売を計画しております。既存配線とは、インターフォン通話線、DC電源供給線、有線による遠隔操作のための配線、その他建物内に既に存在する導電物の利用を含みます。又、3相3線200V交流の2相を使う事も考慮しております。いずれの場合も通信端末の型式指定を受け、同一建物内での使用に限定します。

通信端末周波数帯域：100kHz～400kHz

当該通信端末の使用に当たり、総務大臣に設置許可を申請するかもしくは設置を届け出る必要があるかどうかを照会します。

3 当該行為と照会対象法令の規定との関係についての自己の見解

電波法第百条では、「電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備」は設置許可が必要であるとされております。

電波施行規則44条の一では「定格電圧100V又は200V及び定格周波数50Hz又は60Hzの単相交流を通ずる電力線を使用するもの」は型式について総務大臣の指定を受ければ設置許可申請は不要である旨記載されております。一方、有線電気通信法第3条4の二でも、同一建物内の通信であれば届け出不要と記載されております

前記屋内配線に当該通信端末を適用する場合、「定格電圧100V又は200V及び定格周波数50Hz又は60Hzの単相交流」配線に適用する場合よりも不要輻射・妨害電波の発生は抑圧されます。

よって当該通信端末の設置に当たり、総務大臣に設置許可を申請する必要は無く、また設置を届出対象機器とはならないものと理解いたします。

但し電波法第82条及び第101条の適用を受けた場合にはしかるべき配慮を検討しております。

4. 公表の遅延の希望

希望いたしません。

5. 連絡先 <非公開>

以上